

公益社団法人日本ホッケー協会事業に関する謝金等の支払（内規）

令和6年11月1日

公益財団法人日本ホッケー協会の事業に関して労務を行った個人に対する報酬（謝金等）について、上限額を下記の通り定める。

記

労務の内容	支給対象者	単位	上限単価
選手強化活動 (労務日当)	強化スタッフ トレーナー 管理栄養士 帯同審判員、看護師	日	30,000円
	医師	日	50,000円
	支援スタッフ 競技パートナー 介助者	日	10,000円
競技会、講習会等の スポーツ行事運営	大会役員、 審判員 スタッフ トレーナー	日（8時間以上） 時間（上限8時間）	10,000円 1,250円
	運営支援スタッフ (会場整理・誘導員・補助員)	日（8時間以上） 時間（上限8時間）	7,000円 875円
	医師	日（8時間以上） 時間（上限8時間）	50,000円 6,250円
	看護師	日（8時間以上） 時間（上限8時間）	12,000円 1,500円
競技会、講習会等の 実技指導・助言	スポーツ指導者 トレーナー等	日	10,000円
海外招聘指導者	海外から招聘した指導者	日	100,000円
会議出席	会議等出席者	日	10,000円
通訳	国際大会・国際会議	通訳者（専門的能力を 有する者）	100,000円

※実労働時間・日に適用となる。また源泉徴収前の金額を表記している。